

○松本市e c oオフィスまつもと認定制度実施要綱

平成27年8月3日

告示第440号

（目的）

第1条 この要綱は、松本市環境基本計画に定める本市が目指す環境像「清い水、深いみどりと青い空」の実現を図るため、再生可能エネルギー利用の促進、日常的な省エネルギーへの取組み、公共交通の利用促進等環境に配慮した取組みを行う事業所をe c oオフィスまつもととして認定することについて必要な事項を定めるものとする。

（認定対象となる事業所の単位）

第2条 e c oオフィスまつもとの認定の対象となる事業所の単位は、次に掲げるとおりとし、市内に所在するものとする。

- (1) 本店、支店、工場、営業所等、対外的に独立して事業活動を行っていると認められる事業所単位とする。
- (2) 複合施設、オフィスビル等で、事業活動を行っている事業所は、他の事業所と区画・区分ができる範囲を単位とする。

（認定ランク）

第3条 e c oオフィスまつもとは、対象となる事業所が行う別表に掲げる項目の取組内容に応じ、当該取組内容ごとに定める部門（ゼロカーボン推進部門、ごみ減量推進部門及びエコ・コミュニティ部門をいう。）別の評価点の合計点により、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める認定ランクに区分する。

- (1) 認定に必要な点数（ゼロカーボン推進部門においては24点以上、ごみ減量推進部門においては13点以上、エコ・コミュニティ部門においては15点以上とする。）を満たす部門が一つある事業所 一つ星
- (2) 認定に必要な点数を満たす部門が二つある事業所 二つ星
- (3) 認定に必要な点数を満たす部門が三つある事業所 三つ星
- (4) 全ての部門の合計点が72点以上の事業所 マスター

（申請）

第4条 e c oオフィスまつもとの認定を受けようとする事業所は、e c oオフィスまつもと認定（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（認定）

第5条 市長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に掲げる区分により、e c oオフィスまつもとの認定の可否及びその認定ランクを決定し、e c oオフィスまつもと認定審査結果通知書（様式第2号）により当該事業所に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要と認める場合は、現地調査、聞き取りによる調査等を行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の規定によりe c oオフィスまつもとして認定した事業所に対して、e c oオフィスまつもと認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）及び認定ステッカーを交付するものとする。

4 e c oオフィスまつもとの認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）は、e c oオフィスまつもとの認定ロゴマークを使用することができる。

5 認定事業所は、認定を受けたときからおおむね1年後及び2年後に環境報告書（様式第4号）を提出し、市長に取組内容を報告するものとする。

（認定事業所名等の公表）

第6条 市長は、認定事業所の事業所名等及び前条第5項の規定により提出された環境報告書を市ホームページにより公表するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

（認定の更新）

第8条 認定の更新を希望する認定事業所は、認定の有効期間が満了となる日の1か月前までに、認定申請書に必要な書類を添えて更新の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に掲げる区分により、更新の可否を決定し、e c oオフィスまつもと認定更新審査結果通知書（様式第5号）により当該事業所に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、認定の更新に係る手続きは、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

（認定証の返還等）

第9条 認定事業所は、認定の更新を行わず、又は、認定の更新ができず認定の有効期間が経過した場合は、認定証を市長に返還し、認定ステッカーを破棄しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定事業所が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

（1）第3条各号に規定する認定ランクに該当しなくなったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた事業所は、認定証を市長に返還し、認定ステッカーを破棄しなければならない。

（変更の届出）

第11条 認定事業所は、事業所の所在地、名称等に変更があった場合は、直ちにe c oオフィスまつもと申請事項変更届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月3日から施行する。

附 則（平成28年10月11日告示第363号）

この告示は、平成28年10月11日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市ecoオフィスまつもと認定制度実施要綱の規定は、施行日以後の認定の申請に係るものから適用する。

附 則（平成30年10月16日告示第289号）

この告示は、平成30年10月16日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市ecoオフィスまつもと認定制度実施要綱の規定は、平成30年9月1日以後の認定の更新の申請に係るものから適用する。

附 則（令和7年3月27日告示第195号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松本市ecoオフィスまつもと認定制度実施要綱の規定は、施行日以後の認定又は更新の申請に係るものから適用し、施行日前の認定又は更新の申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

第1の柱 ゼロカーボンに挑むまち（地球環境）

取組項目	取組内容	評価点		
		ゼロカーボン 推進部門	ごみ減量推 進部門	エコ・コミュ ニティ部門
再生可能エネルギー利用の促進	次に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 事業所に再生可能エネルギー設備を導入し、自家消費している。 2 再生可能エネルギーにより発電された電力（再生可能エネルギー由来50%以	2		

	上)を購入している。			
	次に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 事業所に再生可能エネルギーを利用した発電設備を導入し、売電している。 2 再生可能エネルギーを活用した事業を行っている。	1		
日常的な省エネルギーへの取組み	空調の設定温度を、冷房時には室温28度、暖房時には室温20度を目安として設定している。	1		
	事業所の省エネ・高断熱化を図っている。	1 (2つ以上実施している場合は2点とする。)		
	グリーン購入製品を使用している。	1	1	
	温室効果ガス削減に関する情報発信及び収集を行っている。	1	1	1
	3種類以上のエネルギー使用量(電気、ガス、水道、ガソリン、重油、軽油、その他)を把握している。	1		
	3種類以上のエネルギー使用量(電気、ガス、水道、ガソリン、重油、軽油、その他、エネルギー総量)を計画どおり、又は前年比1%以上減量できている。	2		
公共交通の利用	次に掲げる取組内容のいずれ	1		1

促進	かを実施している。 1 日常の移動に、徒歩、自転車、公共交通機関を利用している。 2 従業員の1割以上がエコ通勤を実施している。			
自動車排出ガス対策の推進	次に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 環境配慮車の導入率が、特殊車両を除く全車両数の25%以上である。 2 自動車を所有していない。	1		1
	次に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 エコドライブについて、従業員へ啓発・実践している。 2 バイオディーゼル燃料（B5）を日常的に利用している。 3 燃費を管理し、改善に努めている。 4 テレワークを導入している。	1		1
温室効果ガス排出量の把握	自社の温室効果ガス排出量を把握している。	2		
	自社の温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その達成に向けて取り組むべき方向や内容を定め、実践する計画を策定している。	3		

第2の柱 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）

取組項目	取組内容	評価点		
		ゼロカーボン 推進部門	ごみ減量推 進部門	エコ・コミュ ニティ部門
2 R（リデュース・リユース）の優先的な推進	ワンウェイプラスチックの削減に取り組んでいる。	2	2	2
	リユース品を活用している。	2	2	2
	次に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 ペーパーレス化を推進している。 2 両面印刷や裏紙の利用を行っている。	1	1	1
	次に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 簡易包装を実施している。 2 事業の取引先に簡易包装を呼び掛けている。	1	1	
	生ごみの堆肥化・減量化を行っている。	1	1	
	ごみ減量計画書を作成し、従業員に周知啓発を行っている。	2	2	
	自社のごみ量を把握し、減量できている。	2	2	
食品ロス削減の推進	「残さず食べよう！」推進店・事業所の認定を受けている。	2	2	
リサイクルの徹底	正しい分別方法についての理解を進めている。	1	1	
	資源化するために紙類を分別している。	2	2	
	自社のリサイクル率を把握し	2	2	

	ている。			
持続性の高い農業の推進	次に掲げる取組内容又は取組項目「農林産物の地産地消の推進」に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 農薬や化学肥料の使用量を低減している。 2 有機農法、減農薬栽培等、環境への負荷が少ない方法で作られた農作物を利用・販売している。 3 農地を借り受けて作物を栽培している。 4 所有している農地の貸付けを行っている。			1
農林産物の地産地消の推進	1 地元産の農産物を積極的に利用・販売している。 2 地域材の利用・販売・商品開発を進めている。 3 農林業活動への支援をしている。			

第3の柱 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

取組項目	取組内容	評価点		
		ゼロカーボン推進部門	ごみ減量推進部門	エコ・コミュニティ部門
公害発生源対策、未然防止策の徹底	自社が引き起こし得る公害を把握し、発生防止や対策に関するマニュアルを作成している。			2
不法投棄対策の推進	地区の一斉清掃等、地域と一体となった美化活動に参加又は支援している。			1

第4の柱 豊かな自然を守り、ともに暮らすまち（自然環境）

取組項目	取組内容	評価点		
		ゼロカーボン 推進部門	ごみ減量推 進部門	エコ・コミュ ニティ部門
多様な自然環境 の保護・保全	次に掲げる取組内容のいずれ かを実施している。 1 開発、工事において環境 や生態系に配慮した工法を 選択し、環境負荷の低減に 努めている。 2 「市民の森」等、市民参加 による里山等の整備に参加 又は支援している。 3 従業員の里山等の整備に 関するボランティア活動を 支援している。			1
野生鳥獣や外来 生物による悪影 響の低減	次に掲げる取組内容のいずれ かを実施している。 1 野生鳥獣による被害を受 けにくい環境づくりに参加 している。 2 定期的に森林の手入れを 行っている。 3 外来種の駆除に参加又は 支援している。 4 従業員の外来種駆除等 に関するボランティア活動を 支援している。			1
市民参加の自然 教育活動の実践	次に掲げる取組内容のいずれ かを実施している。 1 自然と触れ合うイベント （自然観察会等の環境教育 を含む。）を実施、支援又は			2

	情報発信している。 2 従業員の環境教育に関するボランティア活動を支援している。			
--	--	--	--	--

第5の柱 緑・水・文化が生み出す五感に心地よいまち（快適環境）

取組項目	取組内容	評価点		
		ゼロカーボン 推進部門	ごみ減量推 進部門	エコ・コミュ ニティ部門
緑地の保全と緑 化の推進	次に掲げる取組内容のいずれ かを実施している。 1 公園の清掃等の公園整備 に参加又は支援している。 2 自社の敷地内の緑化を進 めている。			1
環境美化の促進	次に掲げる取組内容のいずれ かを実施している。 1 事業所周辺（敷地内・駐車 場等）のごみ拾い・清掃をし ている。 2 環境美化月間（週間）等、 取組強化期間を設け、従業 員へ啓発活動を行っている。			1
花いっぱい運動 の推進	次に掲げる取組内容のいずれ かを実施している。 1 事業所に花壇を作ってい るなど、花いっぱい運動に 取り組んでいる。 2 街を花いっぱいにする会 に加盟している。 3 オープンガーデン事業に 参加している。			1
親水性のある水	次に掲げる取組内容のいずれ			1

辺の保全	かを実施している。 1 河川清掃や河川パトロールに参加又はこれらの活動を行う団体を支援している。 2 河川空間の利活用の促進による、市の賑わい創出の事業に協力している。			
湧水・井戸の保全と活用	次に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 自社の敷地内の通路や駐車場への浸透性舗装の設置により、地下水の保全に取り組んでいる。 2 井戸を所有し、市民に開放している。 3 湧水、井戸の維持管理に参加又は支援している。 4 湧水、井戸を活用したイベントを実施又は支援している。			1
松本の特徴ある景観の保全、創出	次に掲げる取組内容のいずれかを実施している。 1 文化財や文化資産を保存・活用する活動に参加又は支援している。 2 かおり環境や音環境など、五感に心地よい環境の創出につながる活動を実施、参加又は支援している。 3 松本の特徴ある景観に配慮した活動を実施又は支援している。			1